

第 64 号議案

財産の処分について

豊後大野市有財産条例（平成 17 年豊後大野市条例第 74 号）第 2 条の規定により、次のとおり財産を処分することについて、議会の議決を求める。

1 売払財産

所在地	地目	面積
豊後大野市三重町菅生字大屋原 1 番 39	雑種地	64,630 m ²
豊後大野市三重町菅生字大屋原 90 番 3	雑種地	785 m ²
合計（2 筆）		65,415 m ²

2 売払予定価格 355,301,388 円

3 契約の相手方

住所 大分県日田市大字東有田字新山 2813-10
名称 アールイー大分株式会社
代表者 代表取締役 坂本 俊也

平成 26 年 8 月 6 日 提出

豊後大野市長 橋本 祐輔

提案理由

木質バイオマス発電所用地として処分したいので、この案を提出するものである。